

平成 21 年度 事業報告 概要

<平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 19 日現在>

本年度は、一級建築士の登録・閲覧等の事務を担う「中央指定登録機関」として、各建築士会協力のもと、その円滑な運営に引き続き努めるとともに、定期講習及び会に課せられた建築士に対する研修の実施等を通じ、建築士の資質向上及び業務環境の改善に取り組むなど、低迷する建築界の中であって、より公益性の高い幅広い活動を実施することができ、概ね所期の目的を達成することができた。

その概要は、以下の通りである。

【事業報告】

1. 建築士関連制度等に係わる事業

(1) 建築士法等改正関連法令への対応

1) 改正建築士法等の円滑な運用に対する協力

改正建築士法等の円滑な運用に資するため、国土交通省からの要請に対しては、各建築士会を通じ傘下会員を始め、HP 等を通し、その周知を図っているところである。また、構造・設備設計一級建築士による法適合確認に関連して国土交通省に設置する委員会等に、委員を派遣するなど円滑な運用に対して、積極的な行政協力を努めてきた。

また、諮問を受け、国土交通省の審議会で議論されている「質の高い建築物の整備を進めるための建築行政のあり方」について、本会として見解を述べるとともに、この中で日本建築学会等を中心に提案されている「建築基本法の制定」への対応については、有識者による懇談会を設け、本会としての考え方を取りまとめているところである。

2) 建築士法、建築基準法、建築基本等関係法令の研究・提言

当連合会は、制度委員会の下に懇談会、部会等を設け、法令等の施行に伴う問題点等を鋭意検討し、必要に応じ、国に対して改善策などの提言を行った。

- ・改正法令懇談会

- ・建築士業務責任検討部会
- ・改正法令実務対応部会
- ・建築基本法懇談会

(2) 建築士の登録・閲覧事務

1) 一級建築士の登録・閲覧事務

登録申請処理件数は、20 年度末のピーク時を乗り越え、通常業務に近い形で推移した。

閲覧業務は、建築士法改正から 1 年間、本会のみでの実施であったが、その実績から 47 都道府県建築士会においても平成 21 年 11 月 27 日より開始した。

平成 21 年 4 月～22 年 3 月の一級建築士登録閲覧事務の実績は、以下の通りである。

一級建築士について

- * 新規登録申請(4,797 件) * 事項変更申請(1,146 件) * 再交付申請(791 件)
- * 携帯免許変更申請(4,189 件) * 住所変更届(3,744 件) * 登録抹消(129 件)
- * 管理建築士講習修了者データ入力(22,250 件)
- * 定期講習修了者データ入力(19,280 件)

構造設計一級建築士について

- * 構造設計一級建築士証交付申請(2,453 件) * 再交付申請(14 件) * 返納届(3 件)
- * 構造設計一級建築士講習修了者データ入力(501 件)
- * 構造設計一級建築士定期講習修了者データ入力(0 件)

設備設計一級建築士

- * 設備設計一級建築士証交付申請(1,397 件) * 再交付申請(5 件) * 返納届(2 件)
- * 設備設計一級建築士講習修了者データ入力(512 件)
- * 設備設計一級建築士定期講習修了者データ入力(0 件)

閲覧について

- * 閲覧者数(145 件) * 被閲覧者数(286 件)
- 内 47 都道府県建築士会での閲覧者数(43 件) 被閲覧

者数(65 件)

広 報について

建築士法改正により、免許証が「携帯型」に変更されていること等を、会誌「建築士」に定期的に掲載。また、同主旨のチラシ(7 万枚)を作成し、全国の講習会等で配布した。

2) 二級・木造建築士登録指定機関への支援

携帯型免許の作成について

都道府県から指定を受け、登録指定機関となった 17 都道府県及び 5 府県よりカード免許作成の依頼を受け、7,187 枚の作成を実施。

指定までの支援について

平成 21 年度に登録指定機関となった 15 道県に指定までの対応、カード免許作成依頼までの準備等の連絡、調整等の支援を実施。

21 年 4 月から、登録事務の実施士会：11 道県

北海道・神奈川・新潟・長野・静岡・愛知・岡山・広島・山口・愛媛・高知

21 年 7 月から、登録事務の実施士会：2 県 茨城・富山

21 年 12 月から、登録事務の実施士会：2 県 岩手・長崎

広 報について

登録指定機関となった 18 建築士会の広報を定期的に会誌「建築士」に掲載。

(3) 公益社団法人への移行に伴う定款等改正への対応

今年度中に事業区分及びモデル定款を作成し、内閣府の公益等認定委員会の審査を受け、来年度中を目途に公益認定申請をする予定で、現在、鋭意、内部作業を進めている。なお、定款については、平成 22 年 2 月 9 日公益認定等委員会事務局の了承を得た。

(4) 建築士業務環境の改善

1) 業務報酬基準・工事監理ガイドラインの周知徹底等設計・工事監理業務の適正化

新告示 15 号の周知については、12 府省にその遵守方、本会を始め建築 3 団体 (JIA、日事連、本会)

が手分けして陳情するとともに、各県、市町村へも、各建築士会を始め関係団体共同で遵守方、陳情している。併せて、記者会見を行い周知したところである。

このことについては、民間の発注主体にも、その周知が必要であることから、日本商工会議所や全国銀行協会など 4 団体に対し、周知方の協力を依頼するとともに、専攻建築士制度の活用についても併せて依頼した。

また、工事監理ガイドラインについては、去る 9 月 1 日、国土交通省において策定されたが、適正な工事監理を行うためには、建築主・建築士の双方が理解した上で、このガイドラインが個別の工事の実態に即した運用が重要であることから、この点を踏まえた講習会を全国で展開し、使用テキストを各建築士会に無料配布し、周知を図った。

2) 四会連合協定・建築設計監理業務標準委託契約約款の改正

平成 21 年 9 月末日改正されたため、このことについて各建築士会等へ周知を図った。

3) 旧四会連合協定・民間工事請負契約約款の改正

平成 21 年 6 月末日改正されたため、このことについて各建築士会等へ周知を図った。

(5) 国際間の諸問題の検討及び情報交流との推進

1) 国際交流への対応

APEC アーキテクトモニタリング委員会にて、審査説明書、総合案内書、申請書等の検討のため建築士会の立場で委員を派遣し検討を重ねている。また、UIA2011 東京大会に備え、実行委員会に委員を派遣し、企画実行への参加協力を行った。

2) 韓国、中国の建築士資格団体との交流

1997 年北京で合意・調印した、中国全国注冊建築師管理委員会、日本建築士会連合会、大韓建築士協会の 3 団体による協定に基づき、前回三重県伊勢市で開催の伊勢会議で合意された「第 13 回日・韓・中

建築士協議会江西会議」を中国江西省井冈山市において2009年11月23日から26日にかけて開催した。3カ国の各団体は、各々の国のAPECアーキテクトに係わる状況を理解するための説明や作品紹介等を行なわれたが、今回から、協議会前日の1日を使って、各国の建築設計・工事監理業務等、それぞれの国の業務を理解するための「ハンド・ブック」委員会を開催している。今後3年を目途に完成を目指すこととした。

3) APEC エンジニア・アーキテクトへの対応

APEC アーキテクトの人数は、2008年登録時点で414人（2009年は登録中）。

2008年7月のオーストラリアとの相互認証協定に続き、2009年7月にニュージーランドと相互認証覚書を締結している。相互認証協定締結後は、固有事項審査のみを要件としており、現在、オーストラリア及びニュージーランドに対して、随時受付を行っている。

隣国である中国・韓国に対して、相互認証への働きかけとして、日・韓・中建築士協議会（江西会議）を通して、APEC アーキテクト相互認証の基盤作りの場とするため、「協議会を3カ国のAPEC アーキテクト事務局の交流の場と位置づける」、「APEC アーキテクト登録者の交流の場とする」等の提案を行った。今後3カ国で、日本がオーストラリア・ニュージーランドとのやり取りで得た経験を生かして、リードを取る形で、情報交換を行い、相互理解を深めることとした。また、来年以降も意見交換を続けていくこととなった。

4) 建築士設計監理業務等ハンド・ブックの検討

日・韓・中建築士協議会では、3カ国の建築士の実務の比較を通じ、適正な資格・手続き・責任・報酬に基づく正当な業務環境の確立に寄与することを目的に3カ国が各々作業を進めており、中国で開催の協議会（3年計画の2年目）で資料交換及び進捗状況の確認を行った。

なお、ハンド・ブックの構成（案）としては、以

下が確認されている。

第1部（免許など）、第2部（業務内容など）、第3部（契約など）、第4部（建築の品質など）。

2. 建築士の資質の維持・向上に係わる事業

(1) 建築士に対する講習・研修の実施

1) 講習会・研修会の開催・支援

・別紙 頁、別紙 頁を参照

2) 会員作品展（連合会賞）の実施

本年度の第38回会員作品展については応募を実施（会費「建築士」の10月号から応募掲載）

応募締切日：平成22年2月19日まで連合会へ提出

3) もの・まち・くらしづくり活動への支援

① まちづくり部会（部会長：柳沢 厚（東京））

・「街をつくる建築」ミニ冊子作成

・平成21年度国土交通省の長期優良住宅等推進環境整備事業を下記により受託し、成果物を取りまとめた。

（住まい・まちづくり担い手 支援機構受託）

補助金交付申請額 2,669,000 円

活動名：総合的まち再生事業の要となる新たな（地域社会開発事業）スキームの提案と職能建築士の果たす役割の検証

事業完了の期日：平成22年3月31日

② くらしづくり部会（部会長：内田文雄（山口））

・平成21年度国土交通省の住宅市場整備等推進事業を下記により受託し、成果物を取りまとめた。

（建築基準整備促進補助金事業を受託）

補助金交付申請額 1,000,000 円

調査テーマ：建築の質の向上に関する検討

活動名：生活者参加による質の高い建築づくりのための実践的作法研究

事業完了の期日：平成22年3月31日

4) 海外建築事情調査団の派遣

・平成21年度は、諸情勢を踏まえ未企画。

5) 建築関係図書の発行

① 環境の時代と木造住宅 2009.3.20 発行
2,500 円（税込） 1,700 冊

② 構造図集擁壁 2009.7.31 発行 2,100 円

(税込) 3,000 冊

③ニッポン建築素材 2009.12.25 発行 2,100
円 (税込) 2,000 冊

6) 建築士の人材育成

- ・定期講習、研修会・会員作品展等全般を含めて
の人材育成を行った。

(2) 継続能力開発制度の普及・推進

1) 継続能力開発の推進

- ・各建築士会の CPD の取組み状況 参加者
35,315 名

2) CPD データ管理の合理化

- ・従来からの CPD 手帳、バーコード方式に変えて、
建築士の携帯型免許証と同じ方式の IC カード方式にした。
- ・当連合会が設ける各建築士会専用サーバーに各
建築士会が CPD 参加者リスト及び CPD 履歴データ
を登録し管理することとした。
- ・登録されたデータは随時、建築士会事務局、CPD
参加者は閲覧可能で、個人のポートフォリオと
してのアウトプットも可能にする「建築士会
CPD システム」を構築。

3) 行政機関での積極的活用へ向けた運動

- ・別紙③を参照

4) 継続能力開発オープン化へ向けての環境整備の 推進

オープン化は改正建築士法によって建築士会
会員以外の建築士にも研修を実施すること（建
築士法 22 条の 4）が建築士会に義務づけられ
たことを受け、広く門戸を開くことは望ましい
とのことから、現在、CPD 制度運営委員会で、
オープン化に向けての基本方針を取りまとめ
た。

オープン化の移行による主な点は

- ① 修実績の 1 年間の目標を、これまでの 36 単
位から 12 単位とした。
- ② CPD 制度については、会員全員参加型とし
建築施工管理技士にも門戸開放した。
- ③ カード方式に切り替え、代金は、会員 700 円、

非会員 1,500 円とする。

- ④単位の重みづけを撤廃し、実時間換算にする
ことで、情報提供制度等、他団体制度との整
合が図れることとした。

5) 行政及び他団体との協力体制の確立

- ①建築 CPD 運営会議（事務局：建築技術教育
普及センター）参加
- ②建設系 CPD 協議会（事務局：全国土木施工
管理技士会連合会）参加

6) 行政及び一般市民等への PR

制度への認知度を高めるための PR 用のリーフ
レット等を作成し各建築士会等に配布

- ・リーフレット（4 っ折）30000 部 作成頒布
- ・パンフレット（1 枚）10000 部 作成頒布

(3) 専攻建築士制度の普及・推進

1) 専攻建築士登録更新の推進

専攻建築士には、5 年毎の登録更新となっており、
2004 年度に登録された専攻建築士ついて
は、平成 20 年度後期から更新が始まり、平成
22 年 3 月末現在の状況は、以下の通り。

士会	認定数	更新数	%
北海道	197	110	55.8
宮城	186	104	55.9
福島	83	49	59.0
栃木	27	113	40.7
東京	148	421	48.0
静岡	54	223	42.6
岐阜	1		
愛知	235	130	55.3
福井	109	74	67.9
滋賀	56	1	1.8
京都	86	44	51.2
大阪	98	327	41.8
兵庫	51	3	5.9
岡山	103	88	85.4
香川	70	53	75.7
愛媛	146	58	39.7
大分	21	44	33.3

2) 専攻建築士制度オープン化への検討

専攻建築士制度運営委員会等で検討を重ねたオープン化に向けての基本方針（案）を検討した。

その主な点は、

- ①実務経歴をシンプルなものとし、現行の5年、3年・・・を、建築士免許取得後5年に統一する。
- ②専攻の条件であるCPD単位、5年間250単位を、申請時の直近1年で12単位とする。
- ③審査の透明性を確保するため、現行の自己申告+ピアチェックから、実務実績の第三者証明+ピアチェックとする。
- ④設計専攻建築士の名称変更について、「設計」を「統括設計」、「生産」を「建築生産」、「環境設備設計」を「設備設計」とすること等々。

3) 建築士会への支援・連絡・調整

専攻建築士制度のオープン化に伴い、各建築士会へ制度の変更点等について、周知徹底を図った。

4) 一般市民等社会へのPR

日本商工会議所、全国銀行協会、(社)不動産協会、日本生活協同組合連合会の4団体へ、信頼できる建築士としての専攻建築士制度のPRを実施した。

5) 行政及び他団体との協議、調整の推進

協定締結団体等との制度改革に関する意見調整等を実施、制度改革の周知徹底を図った。

3. 会員の指導、連絡、組織の強化に係わる事業

(1) 会員の指導、連絡、組織の強化

1) 月刊「建築士」の発行

情報・広報委員会においては、会誌「建築士」毎号10万部の掲載記事を企画・編集し発行した。

2) 建築士業務責任の明確化と対応

昨今、民事訴訟において建築士の責任が問われるケースが多く、また、改正建築士法に伴い建築士

に対する行政による懲戒処分基準が厳格化された。また、同法改正に伴い構造・設備設計一級建築士が新たに誕生するなど、建築士の業務領域や責任が今後、問われることとなることを踏まえ、建築士の業務責任の重要性の意識高揚を図り、もって建築士法違反への注意喚起及び建築紛争の予防に資するために、現在、大森顧問弁護士を委員長に「建築士業務責任検討部会」を設置し、予防対応マニュアルの策定作業を進め、今年度中の出来上がりを目途。新年度から、建築士会の総合研修の一環と位置付け、周知を図っていくこととしている。

3) 倫理規定等の見直し

本年度は未検討。

4) ブロック会の助成

各建築士会及び7ブロック会に対し、建築士の日、研修会、講演会、青年・女性協議会等、建築士の資質向上に資するための助成を行った。

(2) 第52回建築士会全国大会（やまがた大会）の開催

- ・「出羽の国から拓く建築士の新時代～市民とささえあう地域づくり～」を大会テーマに、平成21年10月16日（金）山形市総合スポーツセンターにおいて、地元市民、学生を含む全国から約4,300人が参加し、まちづくり交流プラザやセッションなどのフォーラム、フェーラーリのデザインで世界的にも著名な奥山清行氏の記念講演会、及び式典等を実施した。

(3) 対内・対外の広報・IT化への対応

1) 改正建築士法の対外に向けた広報活動

会誌「建築士」に改正建築士法の重要項目に関する解説を掲載。また、連合会ホームページを活用した情報発信・関連リンクの紹介等、対外広報も行った。

2) 建築業務のIT化対応、支援

検討していた「連合会アンケートモニター」システムが実行された。国土交通省のパブリ

ックコメントへの対応など、連合会が政策をまとめ、国土交通省に政策提言を行う場合、各建築士会会員の建築士が抱える業務上の問題を踏まえた上で行う必要があることから、限られた時間の中で即時的に集約・反映を目的に連合会にネットを活用したアンケートシステムを構築した。これにより、今後、会員の実情を把握し、即時的に分析を行い、政策提言に反映が可能となる。

アンケートの回答者は、登録会員（インターネット及びメールが可能な各都道府県建築士会からの推薦者）、登録者数は、各都道府県建築士会 会員数に比例した数（10～70 名）全 1,080 名程度として、スタートした。

アンケートは、Web 上で回答する形式で、現在までに、「第 1 回法改正及びパソコンに関するアンケート」、「第 2 回建築基準法に関するヒアリングのためのアンケート」等、試行版を含め 3 回のアンケートを実施。アンケート集計結果は、建築士会の意見として国土交通省に提出する他、全国大会セッション、会誌「建築士」等で反映をさせた。

3) ホームページ活用の推進

会員、一般、メディア、外部組織等に対して、より一層効果的に情報を発信していくための情報伝達機能を強化することが必要とされ、情報部会において、ホームページやアンケート・システム等のツールで情報収集・情報公開をしていくことは勿論のこと、CPD のシステムや専攻建築士登録の全員を全国に検索・紹介するオンラインシステム、建築士会から有用な情報を集約し発信する方法の検討を行った。

また、ホームページを会員やその他一般の方にももっと活用いただくために、リニューアルの検討を行った。

(4) 建築士会会員の増強・運動の推進

- 1) 建築士会会員の増強運動及び建築士会への支援
・建築士会への入会パンフレットを作成・増刷し、建築士会で実施する各種行事での配布など、建

築士会における会員増強運動への積極的支援に努めるとともに、会員増強に向けた施策を講じるため各建築士会から情報収集・分析し、次年度以降の具体策に結びつけることとした。

2) 建築士賠償・工事賠償責任補償制度の検討及び加入促進

建築士賠償責任補償制度への加入促進に努めた。結果は以下の通りである。

- ・建築士賠償責任補償制度は、5410 事務所（前年比 112 増）
- ・工事賠償責任補償制度は、169 社（前年比 7 増）

3) 建築士会のインターンシップ実施

①愛知建築士会

平成 21 年 5 月 11 日に行われた東海地域の大学院と建築関係団体との意見交換会での、大学院側の要請を踏まえ、専攻建築士が主宰又は属する建築士事務所で、インターンシップを希望する学生を受入可能な建築士事務所リストを連合会ホームページにて掲載。

また、特定行政庁をはじめ建築関係団体、及び指定確認検査機関あわせた 26 団体にて愛知県建築技術支援センターを設立し、現在愛知県を通じ、国交省より助成を受けてインターンシップ事業を円滑に進めるべく協議を行っている

②東京建築士会

愛知建築士会と同様の措置を講ずることとし、第 1 期協力事務所名簿を公開した。今後も継続的に協力事務所を受付けており、定期的に名簿を更新する予定である。また、平成 21 年度大学院インターンシップ受入事務所、及び大学当局への状況調査を行い、平成 22 年度の協力体制を検討する。

③神奈川県建築士会

去る平成 22 年 3 月 1 日、神奈川県建設会館にてインターンシップ受入事業者 27 社を含む、建築関係 5 団体による「第 1 回 大学院インターンシップ受入事業者説明会」を開催した。今後、実施に向け協議を行っていくこととしている。

④大阪府建築士会

大阪では、大学側の要請(平成 21 年 5 月 26 日)によって行われた建築士会との意見交換を踏まえ、建築関係 4 団体で連携をとり対処する方向で進めている。

去る平成 22 年 2 月 3 日には、建築士会をはじめとする建築関係 4 団体会長会議にて、今後の大学院インターンシップにおける運営について協議を行った。その結果、団体間の緩やかな連携で対応することが確認された。今後、受け入れ条件等については協議を重ねるが、大阪府建築士会は、担当副会長と担当理事を選任し準備を進めている。

4) 工業高校、高専を対象としたコンペ「建築甲子園」の実施

平成 22 年度より実施することを機関決定した。

4. 地域貢献と実践活動に係わる事業

(1) 社会的活動の推進

1) 「建築士の日」(7 月 1 日) 事業の実施

各建築士会の協力により建築相談会「住まいの安全・安心総点検」を「建築士の日」(7 月 1 日)を中心に実施した。

2) 建築士会の災害対応活動への支援

3) 景観形成・まちづくり推進協議会への協力

建築関係 5 団体と 5 市町村により、構成された「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会」の事務局を今年度より担った。

平成 21 年度「住まい・まちづくり担い手事業」(一般社団法人 住まい・まちづくり担い手支援機構) 専門家派遣業務を実施した。(専門家派遣対象団体:9 団体) 平成 22 年 2 月 15 日、東京・主婦会館において協議会総会及び「住まい・まちづくり担い手事業活動報告会」(シンポジウムと支援を受けた団体が分科会に分かれ、報告・討議)を開催し参加者は、約 220 名であった。

4) 新・建築士制度普及協会への協力

普及協会は、名称の通り、まさに改正建築士法の普及のために設立された一般社団法人であり、本会藤本会長が同協会の会長も兼ねている。

改正建築士法の普及のため、国費が投じられ、全国 13 万の建築士事務所宛に改正点などを明記したパンフレット等を逐次、無料配布したり、新告示等の周知のため無料講習、マスメディアへの PR 等の、新・建築士制度の普及に努めてきており、本会は同協会に設置されている協議会に参画し、普及方策のアイデア、意見等を進言し、また、同協会が実施する講習会等に対し、各建築士会の協力を仰ぎ、全面的に支援、協力をした。

5) 建築士会の景観整備機構設置への支援

本年度においては、推進センター基金を活用して、佐賀、大分、静岡、長野、東京等の建築士会に戦略的テーマ提案事業として、景観整備機構への活動支援金を支出し、機構促進を図った。

(2) 実践活動の推進

1) まちづくり活動の推進

- ・第 52 回建築士会全国大会(やまがた大会)の建築士交流セッション B「地域資源の活用と市民連携による「もの・まち・くらしづくり」～地産地消の住まいづくりから新たな可能性への道を探る～」平成 21 年度 10 月 16 日(金)山形市総合スポーツセンター)にて開催した。
- ・第 7 回まちづくりセミナーは、「伝わるまちづくり—熊本まちづくり物語—」をテーマに平成 21 年 11 月 27 日、28 日の両日、熊本市の川尻地区及び山鹿市において開催し、58 名が参加した。
- ・第 19 回まちづくり会議は、「第 6 回まちづくり賞公開選考会&ワークショップ」～まちづくり賞受賞者と語る「持続するまちづくり」の秘訣～をテーマに平成 22 年 1 月 29 日(金)、30 日(土)の両日、東京で開催、参加者 102 名。
- ・平成 21 年度住まい・まちづくり担い手事業(長期優良住宅等推進環境整備事業)を(社)神奈川県建築士会が受託したが、連合会は、神奈川県建築士会より委託を受け、「文化的価値のある建築物の保全、活用手法のケーススタディや活用策に関する調査研究の活動を行った。また、普及活動の一環として、「地域文化の継承に向けた価

値ある建築物の保全・活用手法に関する報告会」を「建築基準法の特例制度（建築基準法適用除外）はどう生かせるか」～特例制度活用のためのモデル条例の提案～をテーマに平成 22 年 2 月 2 日 東京で、開催し、参加者は 63 名であった。

2) 青年建築士活動の推進

- ・第 52 回建築士会全国大会(やまがた大会)における建築士交流セッションC「テーマ：社会制度の活用と建築士の社会的位置付け」を担当。
- ・平成 21 年度、青年委員長会議（平成 22 年 3 月 6 日（土）、7（日））を東京で開催、参加者 91 名。

3) 女性建築士活動の推進

- ・第 52 回建築士会全国大会(やまがた大会)における、交流プラザステージでの「クイズ知っているつもり」の企画・運営を担当。
- ・平成 21 年全国女性建築士連絡協議会を 7 月 17 日（金）、18 日（土）の両日、長野市「若里市民ホール」において「建築士における「環(WA)」を考える」をテーマに開催し、全国から 422 名が参加した。

(3) 地域貢献活動センターの活動機能強化

1) 同センターへの支援

平成 21 年度限り、昨年度に引き続いて、事業助成金の助成限度額 100 万円、助成率 1/2 とした。今年度は 30 の活動センターに対して、13,120,500 円の助成をした。

2) 同センター未設置建築士会への対応

推進センターは、活動センター未設置建築士会に対し、早期の設置を促す対策として、昨年度に続き、設立基金の 2/3 を助成することとした。今年度は、6 の建築士会で活動センターが、設立され 47 建築士会に設置された。

5. その他

(1) 建築行政への協力

- ・「防災週間」、「まちづくり月間」、「違反建築防止」等への協力を行った。
- ・各運動に対する会員の派遣、災害連絡訓練への参加等、各種の協力を行った。

(2) 建築技術教育普及センターへの協力

- ・建築士試験等実施への協力。

・「一級・二級・木造建築士の受験総合案内書」を作成することにより、受験者が申込等に際して、その手続きが円滑に進められるよう協力を行うと共に、申込受付け、また、試験実施に当たっては、試験監理員として職員を派遣する等、種々の協力を行った。

なお、改正建築士法により、一昨年度から実施されることになった建築士法第 22 条の 2 の「定期講習」の関係について、本会は、実施協力団体として、また、各建築士会は、実施運営に当たり協力を行った。

(3) 福利厚生

- ・保険、年金制度等の加入促進
建築士会会員に対する福利厚生事業として、共済補償制度、グループ保険の加入促進に向けての PR 等に努めた。

(4) 関係団体との連携協力及び共同活動

建築関係 5 団体会長会、公共建築設計懇談会等に参加。また、「真の日本のすまい提案競技」（主催：住宅産業研修財団）の運営に参加した他、団体間で構成する各種委員会、他団体からの要請による委員の派遣等を通じて、団体間の連携協力を図った。

(5) UIA2011 東京大会への対応

UIA2011 年東京大会における当連合会の支援事業としては、「仮称・21 世紀の住まいまちづくりとコミュニティーアーキテクト」ー地域に根ざした建築技術者集団（建築士＝コミュニティーアーキテクト）像の提言と確認ーと銘打ち、平成 23 年 10 月 2 日（日）、13:00～、東京・港区芝の建築会館ホールにおいて 300 名規模のシンポジウム企画を予定している。

なお、上記の企画等を踏まえ総費用 1,000 万円程度を見込み、本年度予算は、300 万円を積立した。

以上、平成 21 年度の重点施策、事業計画に掲げた諸事業に係わる概要を記述したが、その他にも各種委員会を含め事業計画に添って、積極的に取り組んだ。その全容は、別冊に記述。